

令和6年度介護に関する入門的研修実施事業 プロポーザル公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和6年度介護に関する入門的研修事業の委託事業者選定に係るプロポーザル審査（以下「プロポーザル」という。）を実施するにあたり、業務の公平性及び良質な提案を確保し、業務を効果的かつ円滑に遂行するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 契約予定者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(公募要領の作成)

第3条 県はプロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した公募要領を作成するものとする。

- (1) プロポーザルの実施の目的に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルの応募の手続きに関すること。
- (4) 公募要領の内容についての質疑の手続きに関すること。
- (5) 応募に関する図書（以下「応募図書」という。）の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取り扱い方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 契約予定者の選定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して20日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後に、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は第3条第4号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しな

ければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。

3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(選定事業者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、契約予定者を決定するものとする。

(契約予定者の通知)

第10条 県は、前条の規程による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県福祉部高齢政策課が所掌するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県福祉部高齢政策課が別に定める。

付則

この要領は令和6年2月8日から施行する。